



編 集 発 行 (株)ハンズホールディングス TOUGH SHOP 広島 代理店 株式会社ハンズ

〒730-0051

広島市中区大手町3丁目8-24 大東ビル3階

TEL. 082 (544) 6311 FAX. 082 (544) 6312

紅葉

◆ 11月の税務と労務

国 税/10月分源泉所得税の納付 11月11日

国 税/所得税予定納税額の減額承認申請

11月15日

国 税/所得税予定納税額第2期分の納付 12月2日

国 税/9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

12月2日

国 税/12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間

申告(年3回の場合) 12月2日

国 税/3月決算法人の中間申告 12月2日

国 税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3回 の場合) 12月2日

地方税/個人事業税第2期分の納付

都道府県の条例で定める日

(霜月)NOVEMBER

3日・文化の日 4日・振替休日 23日・勤労感謝の日

		一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
	•	•	•	•	•	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	7 14 21 28	29	<i>30</i>
ı							

※税を考える週間 11月11日~11月17日



地方税共通納税システム 複数の地方公共団体や金融機関の窓口へ出向かずに、自宅や職場のパソコンから一括して個人住民税(特別徴収分・退職所得分)、法人住民税、法人事業税などの納税ができるシステム。土日祝日等を除き8時30分~24時まで利用でき、インターネットバンキングやダイレクト納付などにより納税します。

を収品と、 収すること(支払ってもらう)一品代金を債権者が債務者から回と、支払ってくれないお金や商と、支払ってくれないお金や商 います。

商品を販売したりサービス を支払ってもらう権利や、貸したお金を返してもらう権利や、貸したお金を返してもらう権利を持っており、逆に商品やサービスの付金た人は、商品やサービスの代金を支払う義務、またはお金を借りす義務があります。 供商い には、商品やサービ供した場合やお金な問品を販売したりな

、れない場 ていく上で とが通常 もくて い場面で問題になること上では債務者が支払って常ですが、会社を経営し を 7 もらうこ

時効期間は、下表のとおり も多々あります。 も多々あります。 情権回収の方法は多種多 めにはまずは、時効に注意 くてはいけません。債権の によって、債権の有効期間 によって、債権の利期間 によって、債権の利期間 なり、主な債権の利期間 ま

間は、次のいずれか改正により、時効期間改正により、時効期間改正を利力から主により、時効期間のではます。 ます。 れかける時 に消法 次は、

債権者が権利 祖のた時、祖利を行 か使 5 で

> 害 一権年 〇利 に よる (を 行 損生使 害賠 一命・身が 償 請体時

時間財 かは、産権 債 権権 行的有 使な権

は二〇 できる は時効期 はい外の 求権侵から

時効期間 主な債権の種類 飲食代金 1年 動産のレンタル代金 売掛金 2年 建築工事の請負代金 3年 自動車修理費 家賃・地代 5年 営業上の貸付 10年 民事債権(個人間の売買・借金)

> ことに ことが ような手順 立してしまった場合とが考えられる場合でして、時効を過ぎ なります。 で債権回 収を進い場合や時間 てし 時 めのがする

-)内容証明による請求 話 し合 明求い 話 P メ 1 ル
- 3 数判手続(小変わることが)なることが う。 ① そ 0) 他 好者の反応が 前で交渉等を 0) 書 面 0) 送

(5)(4)

るがの力前重

金 す にはどの よう

取引先に対する売掛金などの取引先に対する売掛金などの経営状況などを分析しながら、の経営状況などを分析しながら、の経営状況などを分析しながら、可能な債権と判断されれば、会社経理上は貸倒れの経理処理も選択の対象となります。しかし選択の対象となります。しかし選択の対象となります。しかしできません。

す。

該当 のでしょうか。要件とはどのようになっていでは、税法が定める貸倒れ 合の の債権の切り捨てがあった場で「法律上の貸倒れ」…法律上当する必要があります。 次 いれ るの

(2) 会社更: 定による あ 法の生 0) いった場 特別 更 と生計画の 民事再生は 行例等に関われて、金融機関 定に による 合 認可の工法等の法 特 别

> っ算 の合か る 定 等 が あ

貸ます 場 合法た債議に を行うこととなり 基発貸 会等理 定準 金づいて発育されの めに よの手 5 ŋ れり ŧ 協続

2 「書面による免除」…金銭債権の弁済を受けられない場合情務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の判別があることができないと認められる場合には、その弁済を受けることができない金額をで債権放棄として損金計上することができます。

う事 資産 と合認に書 。債務者が法人であれば事実を確認する必要がな選定されないために債務をはれていために債務をは、その債権放棄が容別では、その債権放棄が容別では、その債権放棄が容別では、その債権放棄を行 場寄

ŋ

3.「事実上の貸倒れ」:送する手続をおすすめり知書を作成し内容証明報証明するために、債権対 証た、 価 合収 できな ス よ原則 いことが が明らかな場倒れ」…全額回、すめします。 知 Ĺ 野郵便では放棄の での通とを

を除く)はその担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損た後でなければ貸倒れとして損た後でなければ貸倒れとして損た後でなければ貸倒れとして損た後でなければ貸倒れとして損た後でなければ貸倒れとして損たが無い場合を除く)についても担保物とみなされることとなりが無い場合を除く)についても担保物とみなされることとない。 権の額の「全額」ないことが明らかに、会社が貸倒損性に、会社が貸倒損性がある。注意は、るいのでは、るいのでは、るいのでは、るいのでは、るいのでは、るいのでは、るいのでは、るいのでは、るいのでは、るいのでは、 はらみて、 がある点で、債権の一 す。注意する点は、債 ときは、その損金が認 が貸倒損失として損金 がりの損金が認 がりのになった場合 は、その損金が翌月失として損々らかになった場へ が つ回 で能 き力

正後一年以上回収「形式上の貸倒! 収れ 1: で き : な 取 い引 な停

受取 手 形 な どの 売

を会社が を会社が

四九万九、九九九円)を会社が 質倒損失として損金経理したと きは、その損金が認められます。 売掛債権に限定されており貸付 金などは対象とならない点です。 産状況等が悪化し取引停止に 至った場合に、その取引を停止したときもしくは最後の弁済の時 出したときもしくは最後の弁済の時 がない場合には、即時払いと ます。)特に支払期限の定め がない場合には、即時払いと 考えられますので最後の弁済の時 のうちもっとも遅いとき以後 一年以上を経過した場合。 (注:担保のある場合を除き ます。) 特に支払期限の定め がない場合には、即時払いと きるられますので最後の弁済の時 がない場合には、即時払いと がない場合には、即時払いと がない場合には、即時払いと た売め掛 要する旅典地域の債務 たな 負その他の費 が、取立ての 数者に対する い他 て、

隣接費用との区

かを判 となります。 った「隣接費用」に当たるの、広告宣伝費や福利厚生費と が 断して、 」に該当するの 処理を行うこと その支

に該当するか否かにより租税負そして、その費用が交際費等 の支出 ますことも少なくありません。 わ と隣接費用 どから確認しますが、 かっているつもりでも頭 断 [の目的、支出先、内容のポイントとしては、 的、 の区分については、 交際費等 内容な 気を悩 そ

きない 行われますの 交際費等の支出にまた、税務調査 ように正し で、 トラブルが起ての際には必ず e y 理解 が必要

に大きく影響します。

交えて見ていきます。の区分などについて、 7などについて、Q&AをE利厚生費などの隣接費用Iは、交際費等と広告宣伝

交際費等

すが、実際に交際費等なのか、該当しないもの」とされていま 宣伝 贈答その他これらに類する行為 等に対する接待、 広告宣伝費等の隣接費用かの判 のために支出するもので、 入先その他事業に関係の 実質で判断します 断は、経費科目の名目ではなく、 交際費等とは、 費、 接待費、 法人が、その得意先、 福利厚生 税法上、「交際 供応、 給与等に いある者 慰安、 他の費 広告

交際費等の損金算入の特例

ては、 ことが認められています。 なりませんが、 交際費等は税務上、 年間)まで全額損金とする 6八○○万円んが、中小法− 人につい 損金には (定額控

> 入のいずれかを選択適 と定額控除限度額までの損金算すので、中小法人は、この特例 員若しくは従業員又はこれ とになります。 損金に算入できる特 内接待費 親族に対する接待等の ために支出する費用 また、 は除く) 専らその 人を対 0) 例 五〇% 費用 B 法人 用するこ ありま 社 5 の飲食 を の役

五、〇〇〇円以下の飲食費に除く)で、一人あたりの金 度も設けられています。 さ ては、 していることを要件に、 の他これに類する行為の 度としては、一定の書類 なお、全法人を対 、全額損金に算入できる制ン〇〇円以下の飲食費につい)で、一人あたりの金額が)で、一人あたりの金額が 象とした制 いために がを保存 飲 飲食そ

年月日、 等が記載され 等の氏名、 定の書類とは、 お食に参加した人数の書類とは、飲食をしたの書類とは、飲食をした た書類です。

3 広告宣伝費との区分

者に対する宣伝のために支出広告宣伝費とは、不特定多数

るための費用、小売業者が商品伴う一般消費者に金品を交付すや金品引換券付の商品の販売に観劇などに招待するための費用 ために通常要する費用であれば、手帳、手ぬぐいなどを配布する時期に社名入りのカレンダー、する費用で、お中元やお歳暮の 品をプレゼントしたり、 交際費等には該当しません。 を交付するための費用 また、 購入した一 選により一 製造業者 般消費者に対し金 費者に や卸売業者が 対し景 旅行、

広告宣伝費となります。 (1) 化 粧 밂



で、注意が必要です。
②機械又は工具の製造業者や販売業者が鉄工業者を対象とする場合などは、一般消費者を対象とするとしているとは認められないのとしているとは認められないので、注意が必要です。

高くなります。
また、配布する物品が高額な場合や、特定少数の取引先だけ場合や、特定少数の取引先だけのがある。

4 福利厚生費との区分

の慰安のために通常必要な費用の慰安のために通常必要な費用

具体的には、社内の行事に際して支出する、①創立記念日やして支出する、近創立記念日やして支出する通常の飲食費、②従業員等する通常の飲食費、②従業員等する通常の飲食費、②従業員等が該当し、これらの費用が該当し、これらの費用が該当し、これらの費用が該当し、これらの行事に際のことです。

5 寄附金との区分

具体的には、社会事業団体や 政治団体、神社の秋祭りの寄贈 政治団体、神社の秋祭りの寄贈 などは、事業に直接関係のな がものへの金銭贈与なので、「寄 がは「交際費等」になり、社長 なります。一方、見舞 ないものへの金銭贈与なので、「寄 がした相手が取引先であ れば「交際費等」になり、社長 が役員の個人的なお付き合いの 相手に支出するものは社長等へ の「給与」に該当します。

会議費との区分

会議費とは、社内の会議や商

なお、打ち合わせ等がお昼をとれた貸会議室費用や資料代、飲食費(茶菓、弁当その他これら食費(茶菓、弁当その他これらのでがある。

れ費い跨 見用として認めても、その世 なお、打ちなお、打ちな な ば、会議費 へで処理 め費支合 ら用出わ は等が 通常要す れがしせ します。 るもので すに昼 あ Ź つを

交際費等Q&A

7

Q1 会社の懇親会に社員 させました。その際に た会社から懇親会に社員 1 会社の業務の一環として、 で 主 ん 。 内 た 代 (代は交際費等に当たりますか。 大) このタクシー代は、他社 出するものではありませんか で自社が行う接待のために支 費用であり、得意先等に対し 費用であり、得意先等に対し ではありませんか ら、交際費等に出たりますか。 せました。その際に支出中他社の懇親会に社員を出席会社の業務の一環として する する *)*\ 13 意 1 先 元を会場、 及び懇 タクシー 夕 クシ 親し席

を負担しています。この代理を負担しています。この代理店等の従業員のために負担する巡回健康診断費用は、交際費等又は寄附金以外の損金として差し支えありませんか。代理店等の従業員を被保険者とお店等の従業員を被保険者とおお告等の従業員を被保険者とする掛捨ての生命保険の保険利を負担した場合と同様に、料を負担した場合と同様に、料を負担した場合と同様に、 (A₂) 員 13 7 に該当します。 対 ス康 お に管 L よ理 るの 希 店康環 に の断 は 全 を 7 健 従

は、交際費等から除外することができます。 国3 取引に必要な情報を第三支払った「情報提供料」は交際費等に当たりますか。 際費等に当たりますか。 に当たりますか。 に当たりますか。 に当たりますか。 に当たりますか。 なが明確に規定されていれば、交際費等から除外することができます。

適 用と保険料の徴収 用保険制



雇 保 険 の 適 用 拡 大

せんでしたに雇用したに雇用している。 は平 でした。 成二十九 を取 除用 际外^国とさいた場 十五 得することは 歳年の 到 __ 合達月囲 日の 被雇 以適 保用 あ 後用 険保新大 ŋ

た者も雇用 た者も雇用保険の被選日以後に新たに雇同年一月以降は、 取 六十五歳到達日以後も 次十五歳到達日前に 六十五歳到達日前に 以得することとされま 五歳以後も被欠る雇用されてい ました。 てい 保険者とさ 、る者 後も引き続い 取得し、 は、 <u>れ</u>六 て十

れた後, として、 以上の者 年免 日)において、 れまで、保険年度の初雇用保険料免除の廃止 、保険料 、まし 月からは、 も三年 適 「免除対象高年齢者」 満六十四歳 ・度の初日(四 止

関

する

派を見 び雇

ていきます。

いする必

は改平

正

い九

和月

険年雇

料四用

を月保

徴以険

年に

雇令

0) じ

保

ます保

そこ 料

> 被 が

保 生

険

範 険

0)

用 者

保 0

制 囲

度に保

注徵

意及及

般な

被保険

者、

一般保険者、日の被保険者は

短 0)

期

雇

用

特

例

今被保

は

主

改

K

険

人者と細

分化 ᇎ

けることとなる高

年齢 より され

はに保険

被影 ま お

保険

ま₁ 等、用者で 料徴収が かったが す。 おいでしょう。 ょ がの用 険の (者から)別名与明知 加細 わに ŋ は ま せす雇

額を基に保険料負担のの被保険者を多く雇用が見込まれます。六十 算して備えておきましょう。 **事業場では、支払っているの被保険者を多く雇用してが見込まれます。六十四章** か見込まれます。 また、事業主で 0) 六負十担 0) 変 額 る賃 動 こ 歳 以 増 を る 試 金 上加

参考】 業 今年度の保険料率

・・事業の会は、 求 めます。 0) 者 に保 額 は、 0 0 険 賃金 料 - 率を 分のの (交通: 乗じ 三六 T 費

場 ることがありますので、 保険料率は年度により 例えば、 なりま 被保険 事業主負担 す 者 負 担額 担 額が 額 より 四変 〇〇円 月動 以す 円○の

険働降 関省などの はの給与を で 料率をご確 のホームページ等で計算する際は厚め 認ください 生 で 保労

高年齢者に対する給 付

なる高年齢求職者給付金が支給職したときには六十五歳未満の職したときには六十五歳未満の 受給資格の決定を受ける必要がーワークで求職の申込みをし、離職後に住居地を管轄するハロ あ されます。 ります。 六十五歳 求職者給 以 付金を受けるには、 上の被保 い険 者 を

次 0) 雕職していること格の決定が受けられます。の要件を満たすときに、受

- (3) 十月 被保保 上 とが にも ができない状態 かかわらず職業、 できない状態 算 者期 以(負 ること 一ある月 年間にない状態 万を一か月と私基礎日数が通算して六か 業に あ 力 んがある ること 就 くこ
- 業 定 日 に 0) 口 l 定され ・ワー クに た失業 0) 失認

す

7

11

ま

支給 額額ま 間

被保険 本 す。者 丰 で 当 あ

 \mathbf{H}

・ 一年未満のとき…基本手当日額の三〇日分 相額の三〇日分 額の四五%~八〇%です。下限額の四五%~八〇%です。下限額と年齢区分による上限額が定められていて、毎年八月一日に見直されます。 基本手当の場合は、四週間に一回求職の申込みをし、失業の認定を受けた日数分の給付金が設定を受けた日数分の給付金がされますが、高年齢求職者を給付金に関する失業認定は一回ないます。

失あみ後、 7 を 日 0) 行ハ年給 い口齢付 ルー 水制 高ワ職限 13 確認を受けた日 せん(待期期間)。廻してからでないよ 1 者 年 あ つった日 -齢 ク 受求金 滑職の上は、 が 通 から、 算し ع

> ① 給 期 さのま IF. 当ませ間次 三か月門 支待

(2) 都 由 高年齢の高年齢が 合

①(风)

り休はる **ます**。 業「場や高雇そ 給育合介年用の 世ん(給付制限期間)。 せん(給付制限期間)。 な理由がなく、自分の な理由がなく、自分の な理由がなく、自分の を理由がなく、自分の とき り解雇されたとき り解雇されたとき も、要件を満たに開始す も、要件を満たすとき も、要件を満たすとき Ŕ 付 児 護

のた が教齢年訓育 練訓厚教を練生育 支給対象となります。
支給対象となります。
東生労働大臣が指定す
におい
には、
のののでは、
ののでは、
ののでは、 要件を満間 での用から での用から での期間 付

制 度全 |般の注意点等

いて見 など制 度全 つ件

し ① 被 働 ア合 保険 て 0 人者となり 希 る 望の 期の 有 でも、 などと称 ŋ 間い 無にかか ます 中ずれ れ や「パー b かわらず 業主 主や動 た す **!** 労 務 場

- \bigcirc 定労働 時 間 が
- う 生つ会雇じの社用例 2 の被主 用保険被保険者番号はの場合
 となります。とので、出向元・出向を受ける事を受ける事をので、出向元・出向を関係を受ける事をので、出向元・出向の場合 り り もしたまま、 まこ いてのみ被保険司を維持するの場で雇用関係が 場場で雇 ま 出す。 勤雇 おる事業の合は、 関務用 るる係す見一のがる込 関 業先係 と 険
- (三) 側 用の雇 号が

用加職 雇明 入してい場 合 たときと同 保険 のても以前の者番号は、 じ 番 号前 に転

,6

交

付

さ

n

た

雇

用

保

被職はあ保の、り 1 -クで確 険会 本人 者社 人す険 認すること 名のが者 号の有などから Aできます。 をハローワ 雇用保険 前 発の記載が 取得

四格社がの 格取得手続きをします。社名)、在籍期間を記みが派遣会社の場合は、派が派遣会社の場合は、派の備考欄に前職の会社名 入派 、 元 職 届

9る者 格取得手続きをします。
のに 加入要件を満たす外国人を同い入れるときは、雇用保険被保 を混出していなかったために、雇用保険の遡及適用が可能です。 雇用保険の遡及適用が可能です。 雇用保険の遡及適用が可能です。 なお、平成二十二年十月一日 降は、事業主から雇用保険料 大引きされて、: 台を以 雇場雇を 帳天降な用合用提展 や引はお、 たことが賃金により

ŋ 可 0) す を 類 13 超 えよ金料日

中小企業の経営者の 健康リスク

大企業と違い中小企業では、経営者が経営はもちろん、従業員の労務管理や業務管理など一人何役も兼務していることも多く、また少子高齢化に伴う後継者不足が進む中で、もし経営者が病気や怪我など不測の事態が起こった場合には、事業継続も危ぶまれることになります。

信金中央金庫が中小企業における経営者の健康リスクについての調査結果をまとめていますので、そこから中小企業経営者の「1週間あたりの時間」と「健康診断を受ける頻度」について見ていきます(有効回答数1万4,204社)。

1週間あたりの労働時間では、「40時間 以上60時間未満」との回答が50.8%と半 数を超えていますが、約4分の1を占める 23.6%が「60時間以上80時間未満」で、 さらに「80時間以上100時間未満」が5.5 %、「100時間以上」が2.0%となっています。また、経営者の年齢でみると、60歳代で28.3%、70歳代以上で20.6%が60時間以上の長時間労働と回答しており、事業承継を考える時期の経営者自身が過重労働に陥っているケースも多いようです。

単純比較はできませんが、労働者の場合、1週間の平均労働時間が60時間以上の長時間となると、脳や心臓の疾患や精神的な不調といった健康障害発生リスクが高まるとされており、(独)労働安全衛生総合研究所によると、過去1ヶ月間の週労働時間が61時間以上では、40時間以下に比べて心筋梗塞リスクが1.9倍になるとしています。

一方、健康診断の頻度は、「1年に1回以上」が84.1%と8割を超えており、経営者の年齢が高いほどその割合も高い傾向にあります。

定期的な健康診断も重要ですが、合わせて長時間労働の解消を図る努力も必要でしょう。

紅葉狩り

大掃除

色づき始めます。日本は 村木の種類も多く、各時本のでみてはいかがでした 気の合う仲間や同僚となるの合う仲間や同僚となる。 日朝の時間帯であれば、 早朝の時間帯であれば、 早朝の時間帯であれば、 日本は きくなると、 秋 が深まり ずの星 0 日本は1 でし お僚出と 紅の 各地で美し できます。 しお近くの 紅葉する が 人出 ょ か けにな う 玉 王の

お天気コーさわうことがで てでいは ってまったく違ったている場所もあり、では夜間のライトアーまた、観光地の紅 ベな媒体 ナー でき .. で 紅 ゃ ま で駅のポスターます。テレビのた美しさを吐り、時間帯により ア 紅 ッ葉ス ポスター レさを味 は に よ を ポ 行 ツ

今年も残すところあと2か月となりました。年末が近づくと気がかりなのが大掃除 のことではないでしょうか。

新しい年をきれいに掃除された家や会社で気持ちよく迎えたいのは誰しも同じでしょうが、年末は社会全体が慌しく何かと忙しいものです。限られた時間で家中の掃除をするのは大変ですし、今年は少し早めに大掃除を始めてみませんか?

まずは掃除する箇所をリストアップし、スケジュールと担当の割り当てを決めます。家族や社員それぞれの都合のいい日で1日 1、2ヶ所ずつなら負担も軽く済みますし、天気が悪く予定していた大物の洗濯や外周りの掃除が難しければ、別の日の予定箇所と入れ替えて掃除することもできます。一度徹底的にきれいに保てるものです。余裕をの掃除できれいに保てるものです。余智の大掃除をお勧めします。

紅葉は

美

んく

お

勧